

教 育 公 告

三重県教育委員会

目 次

- 人事異動 ○ 三重県地方産業教育審議会委員の異動について 高校教育課 1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について 福利・給与課 1頁

人 事 異 動

三重県地方産業教育審議会条例（昭和26年三重県条例第24号）第2条第2項の規定により、次のとおり三重県地方産業教育審議会委員の異動を行いました。

平成29年7月7日

三重県教育委員会

1 任 命

- (1) 氏 名 松岡 美江子
(2) 任 期 平成29年6月26日から平成29年11月23日まで

お 知 ら せ

平成29年7月7日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年七月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十一号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十六年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項第一号中「知事」を「県委員会」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第十条第八項第一号中「知事」を「県委員会」に改め、同項第五号中「公立職業安定所」を「公共職業安定所」、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の「に、「知事」を「県委員会」に改める。

附則に次の二項を加える。

- 26 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第一号中「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めめたもの」とあるのは「口」雇用保険法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、県委員会が同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めめたもの（イに掲げる者を除く。）に規定する職業指導を行うことが適当であると認めめたもの
- 」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第八項第五号の改正規定（「公立職業安定所」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の一に規定する職業紹介事業者」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定は平成三十年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第十条第七項（第一号に係る部分に限り、新条例附則第二十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した公立学校職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第一項第一号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の一に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第八項（第五号に係る部分に限り、公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

発 行

津市広明町13番地
三重県松阪市

監 制

有限会社第一プリント社